

国民年金保険料の納付は 口座振替が便利でお得です！

ご本人の申し出により国民年金保険料を口座振替で納付することができます。口座振替で納付することにより納め忘れの心配がなく、金融機関等に行く手間や時間が省けます。

また、「半年前納」や「1年前納」、「早割（当月末振替）」を利用することでお得な割引もあります。お申込

されてから口座振替が開始されるまで2ヶ月程度かかりますので、お早めにお申込ください。

※一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）の該当になっている場合は、早割をご利用できません。

●2年前納ができるようになります

4月末の口座振替分から、割引額がより大きな「2年前納」ができるようになります。口座振替時期は毎年

4月末となり、平成26年4月末に前納保険料が引き落としされると、翌々年（平成28年）4月末に自動的に前納保険料が引き落としされます。2年前納は口座振替のみで、現金やクレジットカードでは納付できません。

	納入額 【割引額】
毎月納付 (翌月末振替)	15,040円 【-】
早割 (当月末振替)	14,990円 【50円】
半年前納	89,210円 【1,030円】
1年前納	176,700円 【3,780円】
2年前納	346,600円 【14,360円】

※納入額及び割引額は、平成25年度の保険料額をもとにした目安額ですので、実際に引き落としされる額とは異なる場合があります。

申込方法

基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）と金融機関の通帳、届出印を持参のうえ、金融機関（郵便局も含む）、または年金事務所です手続きをしてください。

※半年前納・1年前納・2年前納をご希望の方は2月末までにお申込ください。

●クレジットカード納付

クレジットカード納付は事前にお申込をいただき、以後の保険料をクレジットカード会社が続して立替納付するものです。（クレジットカードを提示し、直接納付していただく方法ではありません。）

クレジットカード納付をご希望の場合は、年金事務所へ直接お申込ください。なお、クレジットカード納付では、早割はご利用できません。また、半年前納

1年前納の割引額は現金納付の割引額と同額になります。

※一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）の該当になっている場合は、クレジットカード納付をご利用できません。

◆問い合わせ

千葉年金事務所
☎043(242)6320
住民課国保年金班
☎(84)1214

**年金事務所の電話は
自動音声案内にか
わりました**

平成25年12月から千葉県内の年金事務所では、電話がつながりやすくというみなさんの希望にお応えするため、ダイヤルインの電話を廃止し、自動音声案内を開始しました。

年金事務所の国民年金課へ電話をする場合は、次の代表電話番号におかけいただき、「2」のボタンを押していたらと、国民年金課へつながります。

・千葉年金事務所

☎043(202)6320
（横芝光町は、千葉年金事務所の管轄になります。）

・佐原年金事務所

☎0478(54)1442
（佐原年金事務所でも年金請求などの手続きができます。）

年金の請求や加入記録などの一般的な相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください。

ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165
※IP・PHS電話の場合
☎03(6700)1165

受付時間

○月曜日
午前8時30分～午後7時
○火～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
○第2土曜日
午前9時30分～午後4時

※月曜日が休日の場合は翌日以降の開所日初日に午後7時まで受け付けます。

※祝日、12月29日～1月3日はご利用できません。